

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付け決定書の主文において、誤って、「本件審査請求を取り消す。」と記載したため、請求人は、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。その後、平成〇年〇月〇日付けで上記誤りを更正し、本件処分を取り消す旨の決定書を改めて請求人に送付している。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。
また、法第38条第1項においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合にのみ認められるものと解することが相当である。
- 3 本件を現時点でみると、請求人の求める再審査請求の趣旨は、審査官によって既に取り消されて存在しなくなった本件処分の取消しを求めることになるから、当該再審査請求は救済されるべき法的利益を欠き、不適法なものであってその欠陥が補正することができないことは明らかであることから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。